

スタートアップ企業積極型專利審査試行作業方案

2024年12月1日改訂

經濟部智慧財産局（以下「本局」という）は、スタートアップ産業の專利出願を奨励し、革新力を有するスタートアップ企業が專利取得の可能性を迅速に確認し、專利権を獲得できるよう、「スタートアップ企業積極型專利審査試行作業方案」（以下「本方案」という）を制定し、2024年1月1日から1年の試行を開始した。

本方案をさらに完備させるため、本局は実務ニーズに基づき、本方案の内容を改訂し、その施行期間を2025年1月1日から2025年12月31日までと定めた。本局は、試行状況に基づき、引き続き実施するか本方案を改訂するかの評価検討を行う。

1. 申請人適格

以下の三種類の企業が、本方案を申請できる。当該企業は、本方案の申請時において特許出願の出願人でなければならない。

- (1) 第一類：台湾の会社法又は外国の法的機関により設立登記され8年未満の企業。
- (2) 第二類：2年以内に国家イノベーション賞を受賞した企業。
- (3) 第三類：本局が政府科技發展計画に基づき実施機関に委託して支援した企業。

第一類のスタートアップ企業が外国企業である場合には、外国企業の設立日を証明する書類を添付しなければならない。中国語の翻訳を提出しなければならない。上記証明書類が正本でない場合、誓約書を提出すること。

第二類でいう国家イノベーション賞とは、NEXT BIG賞、ビジネススタートアップ賞、国家産業イノベーション賞、国家發明創作賞を指し、申請人は受賞証明書を添付しなければならない。

2. 適格な專利出願及び申請方法

本方案を適用する專利出願案件は、出願時に代理人に委託したものであって、まもなく実体審査に入る旨の本局の通知を受領してから最初の審査意見通知が発行される前のものでなければならない。申請する際に、專利出願人は、本局が指定する專利の電子出願の様式に、申請人名称及び会社設立日を明記し、第一類又は第二類企業の証明となる書類の電子ファイルを添付すること。第三類企業は、財団法人專利検索センターが発行する検索報告書を添付すること。当該検索報告書は申請案件の專利請求の範囲に十分に

対応するものでなければならない。

3. 方案の実施内容

第一類及び第二類企業から受理できる本方案の申請件数の毎月の上限は、各 6 件とする。当月の受理件数が上限に達した場合、翌月に申請し直さなければならない。その関連情報は電子出願システムに表示される。第一類又は第二類企業が同一年度内に申請できる件数の上限は 5 件とする。第一類と第二類に同時に該当する企業の 1 年の本方案申請件数は、5 件を超えてはならない。

本局が第三類企業から受理可能な毎月の本方案申請案件数、各企業の同一年度内の申請可能件数に、制限はない。

本方案の申請が受理され、審査を経て上記規定に適合するとされた特許出願に、拒絶理由がある場合、本局は申請から 1 か月以内に、新規性、進歩性の検索報告とその他の拒絶される可能性のある理由の意見説明等を明記した面接資料を申請人に提供する。案件がより複雑な場合はこの限りではない。

本局は、原則的に申請人が前述した面接資料を受け取った後 1 か月以内に積極型面接を実施し、拒絶理由を告知するだけでなく、補正についてもアドバイスを行う。ただし、本局が 1 か月以内に実施する積極型面接に申請人が協力できない場合、申請案件は一般の審査手続に戻される。面接資料の拒絶理由が、形式的瑕疵又は軽微なミスのみの場合、本局は電話による意思疎通を積極型面接の代わりとすることができる。

申請人は積極型面接後 1 か月以内に応答説明又は補正を提出しなければならない。期限を過ぎても提出しない場合、当該特許出願は一般審査手続に戻され、既存の資料で審査が続行される。申請人は検討後に当該特許出願を取り下げることができる。

申請人が前述した 1 か月の期間内に応答説明又は補正を提出した場合、本局は原則的に 1 か月以内に登録査定書又は審査意見通知書を発行する。

4. その他の注意事項

- (1) 申請人が前述した本方案の面接資料を受け取った後、特許出願を取り下げの場合、実体審査請求の費用は返還されない。
- (2) 申請人の参考のため、よくある質問を整理し、本局ウェブサイト上に「スタートアップ企業積極型専利審査試行作業方案 Q&A」を掲載している。
- (3) 積極型面接は「經濟部智慧財産局専利案件面接作業要点」に関する規

定に基づき実施する。